

畜産振興対策事業補助金交付要綱

昭和 58 年 4 月 1 日制定
(58 畜第 212 号)
令和 7 年 4 月 1 日最終改正
(7 畜第 49 号)

(通 則)

第 1 畜産振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）は畜産の振興を図るため、農林水産大臣又は知事が別に定める事業実施要領等に基づいて、市町村又は農業者等の組織する団体（以下「市町村等」という。）が行う畜産振興対策事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村等に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第 2 第 1 に規定する事業は、別表 1 に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助率は別表 1 のとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第 3 別表 1 に規定する補助金の種類間における補助対象経費については、相互に流用してはならない。

(申請手続)

第 4 規則第 3 条の規定による申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし、添付書類の様式は別記様式第 5 号及び第 11 号～第 20 号とする。

2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定める期日までとする。

3 第 1 項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、か

つ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(申請の取下げ)

第5 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第6号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし別表1の承認を要する変更欄にかかげる変更以外の変更で補助金の変更をきたさない次の各号に定める変更については、この限りでない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められるもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。
- (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業の内容の変更
- (3) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第7 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(着手及び完了の報告)

第8 補助事業者は、別表2に掲げる事業については、補助事業(第6による変更等の承認があった場合は変更後をいう。以下同じ)に着手し、又は完了の後速やかに、別記様式第7号による着手(完了)報告書を作成し知事に提出しなければならない。

(事業遅延の報告)

第9 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は、その理由又は、補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなけれ

ばならない。

(遂行状況の報告)

第 10 補助事業者は、別表 3 に掲げる事業については、補助事業の遂行状況について定められた期日までに、別記様式第 8 号により遂行状況報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 規則第 13 条に定める実績報告書の様式は別記様式第 2 号のとおりとし、添付書類の様式は別記様式第 5 号及び第 11 号～第 19 号とする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ）の日から起算して 20 日を経過した日、又は当該年度の 3 月 31 日（別表 4 に掲げる事業については 4 月 5 日）のいずれか早い期日までとする。

ただし補助金の全額を概算払により交付された場合にあっては翌年度の 4 月 30 日までとする。

3 第 4 第 3 項ただし書による申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出する前において、第 4 第 3 項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、第 6 の規定に基づき、変更の承認を受けなければならない。

4 第 4 第 3 項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第 9 号により速やかに知事あて報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 知事は、規則第 14 条に基づき補助金の額を確定したときは、その旨を様式第 3 号により当該補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、間接補助事業にあっては、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する間接補助事業に要した実支出額に補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応

する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのもっとも低い額の合計額とする。

（補助金の交付）

第 1 3 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

（財産の処分の制限）

第 1 4 規則第 2 0 条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第 2 0 条第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 5 0 万円以上のものとする。

3 補助事業が規則第 2 0 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

4 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（単価 5 0 万円以上の財産）で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第 1 0 号による財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（書類の提出）

第 1 5 この要綱に基づく書類の提出は、次によるものとする。

(1) 名古屋市内にあっては、県本庁に 2 部を、その他の市町村にあっては、所轄の県農林水産事務所に定める部数を提出するものとする。

(2) 市町村以外の団体で、別表 5 に掲げる団体にあっては、県本庁に 2 部を、その他の団体にあっては、所轄の県農林水産事務所に定める部数を市町村を経由して提出するものとする。

(3) 期限が、土曜日、日曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日の場合は、その前日を期限とする。

（契約等）

第 1 6 市町村等は、事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届けなければならない。

2 市町村等は、事業を遂行するため、売買、請負その他契約をする場合は、

一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 3 市町村等は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下、「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第23号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第17 市町村等は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1から第16までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、市町村等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（その他）

第18 補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県に支払うべき責務及び県税等の滞納がないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項。

附 則
この要綱は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 5 8 年 1 0 月 1 8 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 5 8 年 1 2 月 2 8 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 5 9 年 4 月 2 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 6 1 年 1 0 月 2 0 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 6 2 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 6 3 年 4 月 7 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成元年 3 月 7 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成元年 5 月 2 9 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 2 年 6 月 5 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 2 年 6 月 7 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 3 年 4 月 1 0 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 3 年 4 月 1 6 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 3 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 4 年 4 月 9 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 5 年 1 0 月 2 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 6 年 6 月 2 3 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 7 年 1 0 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 1 0 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 7 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 2 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 7 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 5 月 27 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 10 月 13 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 11 月 9 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 5 月 26 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 1 月 21 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 9 月 21 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 5 月 23 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 2 月 17 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助率	承認を要する変更														
鶏卵価格安定対策事業	鶏卵価格安定対策事業費補助金	鶏卵生産者経営安定対策事業の実施主体と契約する生産者が納付する積立金（高卵価月積立金を除く）及び協力金につき、鶏卵価格安定対策事業の実施主体となる団体が補助するに要する経費 ただし、本県以外で飼養されている採卵鶏に係るものは除く	1 鶏卵価格差補填事業 定 額 1 kg 当たり0.381円以内 ただし、1 生産者当たり補助上限額は、以下表①のとおりとする。															
			2 成鶏更新・空舎延長事業 定 額 1 kg 当たり0.019円以内 ただし、1 生産者当たり補助上限額は、以下表②のとおりとする。 <table border="1"><tr><th>1羽あたり年間契約数量(kg/年・羽)</th><th colspan="2">補助上限額(千円)</th></tr><tr><th></th><th>①</th><th>②</th></tr><tr><td>14.4</td><td>548</td><td>27</td></tr><tr><td>15.6</td><td>594</td><td>29</td></tr><tr><td>16.8</td><td>640</td><td>31</td></tr><tr><td>18</td><td>685</td><td>34</td></tr></table>		1羽あたり年間契約数量(kg/年・羽)	補助上限額(千円)			①	②	14.4	548	27	15.6	594	29	16.8	640
1羽あたり年間契約数量(kg/年・羽)	補助上限額(千円)																	
	①	②																
14.4	548	27																
15.6	594	29																
16.8	640	31																
18	685	34																
畜産協会事業	畜産協会補助金	1 畜産協会運営費 公益社団法人愛知県畜産協会（平成25年4月1日に社団法人愛知県畜産協会から移行した法人をいう。）が行う組織及び事務に要する経費	定 額	1 補助事業費の20%を超える増減 2 補助対象職員の変更														
		2 家畜登録等事業費 家畜登録事業及び県段階以上を区域として行う家畜共進会開催事業に要する経費につき、公益社団法人愛知県畜産協会（平成25年4月1日に社団法人愛知県畜産協会から移行した法人をいう。）が補助するに要する経費	定 額	1 間接補助事業費の20%を超える増減 2 間接補助事業者の変更														
肉用子牛価格安定対策事業	肉用子牛価格安定対策事業費補助金	公益社団法人愛知県畜産協会（平成25年4月1日に社団法人愛知県畜産協会から移行した法人をいう。）が肉用子牛生産者補給金交付に係る生産者積立金の積立に要する経費	1頭当たり積立額の1／4	積立計画頭数の20%を超える増減														

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助率	承認を要する変更
肉豚生産安定対策事業	肉豚生産安定対策事業費補助金	独立行政法人農畜産業振興機構が実施する肉豚経営安定交付金制度の生産者負担金として納付する負担金について、一般社団法人愛知県養豚協会（平成26年4月1日に社団法人愛知県養豚協会から移行した法人をいう。）が補助するに要する経費。	生産者積立金の1／10または予算の範囲内	積立計画頭数の20％を超える増減
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産競争力強化対策整備事業費補助金	知事の認定を受けた畜産クラスター計画に基づき、地域の畜産の収益性の向上に資する次の（1）から（5）までに掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備に要する経費、又は、当該経費に対し市町村が補助するに要する経費 （1）家畜飼養管理施設 （2）家畜排せつ物処理施設 （3）自給飼料関連施設 （4）畜産物加工、展示・販売施設 （5）（1）から（4）までの施設の補改修	補助事業費、又は、間接補助事業費の1／2以内 ただし、施設等の整備に当たっては、原則として国が示す基準事業費を補助対象の上限とする	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体又は及び取組主体の変更 4 事業実施主体における事業費の30％を超える増減 5 補助金の増又は30％を超える減 6 成果目標の変更 7 事業の完了年度の変更
畜産物流通体制整備事業	畜産物流通体制整備事業費補助金	1 農業協同組合連合会等が家畜市場等を整備するに当たり、次の施設整備等に要する経費 （1）基本施設 （2）環境対策施設 （3）衛生対策施設 （4）機能高度化施設 （5）その他の施設・設備 2 附帯事務費	1の（1）及び（5）については事業費の1/3以内、1（2）、（3）及び（4）については事業費の1/2以内 ただし、施設の整備に当たっては、原則として国が示す基準事業費を補助対象の上限とする 2については補助事業費の1/2以内	1 補助事業費または間接補助事業費の30％を超える増減 2 設置場所の変更
畜産物輸出推進事業	畜産物輸出推進事業費補助金	畜産物の生産者等関係者が、畜産振興対策事業実施要領の7に基づき畜産物の輸出促進を図るために要する次の経費等 1 畜産物輸出コンソーシアムの設立及び推進 2 輸出先国のマーケット調査 3 畜産物輸出コンソーシアムによるPR活動、販売促進活動の実施	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の30％を超える増減 3 補助金の増又は30％を超える減

配合飼料価格高騰対策支援金事業	配合飼料価格高騰対策支援金	配合飼料価格安定制度に加入している畜産農家等が購入した配合飼料に対し、愛知県経済農業協同組合連合会、愛知県酪農農業協同組合、一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会及び日本養鶏農業協同組合連合会が支援するに要する経費	知事が定める配合飼料 1 トン当たりの支援対象金額の 1 / 4 又は支援対象金額から配合飼料価格安定制度の補てん金相当額を差し引いた金額のうち、いずれか小さい方の金額以内（ただし、事業運営費は定額） ただし、鳥インフルエンザ発生農家及び周辺農家（制限区域内）は、以下のとおりとする。 【鳥インフルエンザ発生農家】 知事が定める配合飼料 1 トン当たりの支援対象金額の 1 / 2 又は支援対象金額から配合飼料価格安定制度の補てん金相当額を差し引いた金額のうち、いずれか小さい方の金額以内（ただし、事業運営費は定額） 【周辺農家（制限区域内）】 知事が定める配合飼料 1 トン当たりの支援対象金額の 1 / 4 又は支援対象金額から配合飼料価格安定制度の補てん金相当額を差し引いた金額のうち、いずれか小さい方の金額以内（ただし、事業運営費は定額）	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の30%を超える増減 3 補助金の増又は30%を超える減
食肉流通センター等燃油価格高騰対策支援金事業	食肉流通センター等燃油価格高騰対策支援金	食肉流通センター、食鳥処理施設及び学校給食用牛乳供給乳業工場（以下、食肉流通センター等という。）が使用する燃料の購入に要する経費	知事が定める A 重油及び灯油 1 リットル当たりの支援対象金額の 1 / 2 以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の 30%を超える増減 3 補助金の増又は 30%を超える減
粗飼料価格高騰対策支援金事業	粗飼料価格高騰対策支援金	畜産農家が購入した輸入粗飼料に対し、愛知県酪農農業協同組合及び公益社団法人愛知県畜産協会が支援するに要する経費	知事が定める粗飼料 1 トン当たりの支援対象金額の 1 / 2 以内（ただし、事業運営費は定額）	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の30%を超える増減 3 補助金の増又は30%を超える減
畜産環境対策総合支援事業	畜産環境対策事業推進事業費補助金	畜産農家が、畜産振興対策事業実施要領の 1 1 に基づき、堆肥の高品質化や広域流通を図るために要する次の経費等 1 協議会の開催 2 堆肥等の成分分析 3 堆肥等の試験提供	定額	1 事業実施主体又は取組主体の変更 2 事業実施主体における補助事業の中止又は廃止 3 事業実施主体における成果目標の変更 4 事業実施主体における国庫補助金の増 5 事業実施主体における30%を超える国庫補助金の減

別表 2

着手（完了）報告書の提出を要する事業

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 畜産物流通体制整備事業

別表 3

遂行状況報告書の提出を要する事業

事業名	状況を調査する期日	報告期日	備考
肉用子牛価格安定対策事業	事業実施年度の 9月30日	事業実施年度の 10月31日	
畜産・酪農収益力強化整備等 特別対策事業	〃 12月31日	〃 1月10日	○
畜産物流通体制整備事業	〃 12月31日	〃 1月10日	○
畜産環境対策総合支援事業	〃 12月31日	〃 1月10日	○

（注）備考欄に「○」が付してある事業であって、事業実施年度の11月30日現在における12月31日予定出来高の範囲内で概算払請求する場合は、概算払請求書をもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

別表 4

実績報告書の提出期限を 4 月 5 日とする事業

畜	産	協	会	事	業
肉	用	子	牛	価	格
安	定	対	策	事	業

別表 5

直接県本庁へ提出する団体

愛知県酪農農業協同組合
愛知県経済農業協同組合連合会
公益社団法人愛知県畜産協会
豊橋市養鶏農業協同組合
（鶏卵価格安定対策事業に限る）
知多養鶏農業協同組合
（鶏卵価格安定対策事業に限る）
一般社団法人愛知県養豚協会
㈱東三河食肉流通センター
愛知県学校給食牛乳協会
畜産物輸出推進事業の事業主体
一般社団法人名古屋コーチン協会
一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会
（配合飼料価格高騰対策支援金事業に限る）
日本養鶏農業協同組合連合会
食肉流通センター等燃油価格高騰対策支援金事業の事業主体

(様式第1号)

年度畜産振興対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

畜産振興対策事業補助金交付要綱に基づき別紙計画書のとおり、下記事業を実施したいので、同要綱第4により補助金 円を交付してください。

記

事 業 名	○ ○ 事 業	金	円
	○ ○ 事 業	金	円

「添 付 書 類」

1. 事業計画書

計画書備考欄に事業区分ごと、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」とそれぞれ記入すること。

2. 収支予算書

3. 農業環境規範に係る誓約書（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業）

4. その他知事が必要と認める書類

(様式第2号)

年度畜産振興対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号の交付決定に基づき、下記事業を別紙実績書のとおり実施したので、畜産振興対策事業補助金交付要綱第11により報告します。

記

事 業 名 (様式第1号に準ずる)

「添 付 書 類」

1. 事業実績書

実績書備考欄に事業区分ごと、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」とそれぞれ記入すること。

2. 収支精算書

3. その他知事が必要と認める書類

(注) 交付決定内容と変更がある場合には、変更内容が対比できるように作成すること。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名

年度畜産振興対策事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号の実績報告については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第14条の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

補助金確定額

金〇〇〇, 〇〇〇円

(様式第4号)

請 求 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿
(県農林水産事務所長殿)

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

下記の金額を交付してください。

記

金 円
ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度畜産
振興対策事業補助金 (○ ○ 事 業 千円、 ○ ○ 事 業 千円)

(概算払いがある場合)

交 付 決 定 額	既 受 領 額	今 回 請 求 額	残 額	備 考
円	円	円	円	概算払い 精算払い

(注) 概算払請求の場合には、出来高等を記した書類を添付すること。

(様式第5号)

収 支 予 算 書
(収 支 精 算 書)

1. 収 入 の 部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減 (△印は減額)	備 考
県費補助金	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、市町村にあっては、県費補助金、市町村費とする。別表5の農業団体にあっては、県費補助金、自己資金、負担金等とする。

2. 支 出 の 部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 1. 区分の欄は、市町村にあっては、市町村の補助金名、附帯事務費又は補助事業名とする。

別表5の農業団体にあっては、補助事業の経費区分とする。

2. 備考欄に区分ごとに減額した仕入れに係る消費税等相当額を記入すること。

(様式第6号)

畜産振興対策事業計画の変更承認申請書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった (事業名) について、
下記のとおり計画を変更したいので、畜産振興対策事業補助金交付要綱第6により承認されたく申
請します。

{ また、交付決定のあった補助金 } 円を 円に変更してくださるよ
う併せて申請します。 }

なお、その他については、補助金交付申請書記載のとおりです。

記 (別紙とする)

1. 計画変更の理由
2. 計画変更の内容

- (注) 1. 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更前と変更後の内容が対比でき
るように作成すること。
2. 施設、建物の変更の場合は変更設計書を添付すること。
 3. { } 内は、交付決定した補助金に変更がある場合のみ記載する。

(様式第 7 号)

年度畜産振興対策事業着手（完了）報告書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記事業について、畜産振興対策事業補助金交付要綱第 8 により別紙のとおり報告します。

記

事 業 名（様式第 1 号に準ずる）

別 紙

項 目	摘 要
事 業 主 体	
事 業 実 施 主 体	
事 業 種 目	
着 手 年 月 日	年 月 日
着 工 年 月 日	年 月 日
竣工予定（完成）年月日	年 月 日
事 業 施 行 場 所	
施 行 方 法	
請 負 業 者 名	住所 氏名
機 械 器 具 購 入 先	住所 氏名

（注１） 着手年月日は契約年月日、着工年月日は実際に工事に着手した年月日、完成年月日は事業実施主体が引渡しを受けた年月日を記載する。

（注２） 完了報告書については、工事（契約）ごとで着手年月日、着工年月日、完了年月日、事業施工場所、施工方法、請負業者名等がわかるようにする。ただし、様式は任意とする。また同時に、工事（契約）ごとに契約書の写しを添付する。

(様式第 8 号)

年度畜産振興対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記事業について、畜産振興対策事業補助金交付要綱第 10 により別紙のとおり報告します。

記

事 業 名 (様式第 1 号に準ずる)

事業名	事業計画			事業遂行状況					備考
	事業費 (事業量)	内 訳		12月31日までに完了したもの			残 事 業		
		県補助金	そ の 他	事業着手 年 月 日	事 業 費 (事業量)	出 来 高 比 率	事 業 費 (事業量)	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	円	年 月 日	円	%	円	年 月 日	

別 紙（肉用子牛価格安定対策事業に限る）

肉用子牛価格安定対策事業遂行状況

保証基準価格の 品 種					合 計
期 間					
事 業 量					
事 業 費					
県 助 成 金 計					
内 訳	準 備 金				
	補 助 金				
月 日 ～ 月 日 の実績 (計画)	事 業 量				
	事 業 費				
	県 助 成 金 計				
	内 準 備 金				
	訳 補 助 金				
月 日 ～ 月 日 の実績 (計画)	事 業 量				
	事 業 費				
	県 助 成 金 計				
	内 準 備 金				
	訳 補 助 金				
月 日 ～ 月 日 の実績 (計画)	事 業 量				
	事 業 費				
	県 助 成 金 計				
	内 準 備 金				
	訳 補 助 金				
月 日 ～ 月 日 の実績 (計画)	事 業 量				
	事 業 費				
	県 助 成 金 計				
	内 準 備 金				
	訳 補 助 金				
備 考					

(様式第 9 号)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった 事業費補助金
について、畜産振興対策事業補助金交付要綱第 1 1 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1. 愛知県補助金等交付規則第 1 4 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2. 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 (3-2) | 金 | 円 |

(注) 事業種目別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
(市町村にあっては、事業実施主体別に判断できる資料、集計表を添付)

(様式第 10 号)

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名		地区			事業実施年度		年度	補助金名									
事業年度	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業費	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年数	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫補助金	県費	市町村費	その他					
								円	円	円	円	円					
	小計																
	小計																
	合計																

- (注) 1. 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2. 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。
3. 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助返還額を記入すること。
4. この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる。

(様式第 11 号)

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業計画書（実績書）

畜産物流通体制整備事業計画書（実績書）

畜産環境対策総合支援事業計画書（実績書）

1. 事業の目的
2. 事業の内容

市町村名	事業実施 主体名	施設 等 の 所在地	事業名		受益		事業内容	事業量	事業完了予定 又は 完了年月日	事業費	負担区分			成果目標			備考 ・						
			対象 事業 名	事業種目 名 (取組名)	戸 数	種目別面積・ 頭・羽数	(工種、施設区分、構 造 、規格、能力等)	(単価、回数、 基数、 台数、面積等)			県費補助 金	市町村費	その他	内容	現状値	目標値							
					戸	(ha、頭、羽)				円	円	円	円										
							小計																
					小計																		
					市町村計					事業費													
										附帯事務費													
										計													

(注) 事業名の欄については、補助対象経費ごとに記入すること。

3. 市町村附帯事務費

市町村名	事業内容	事業費	負 担 区 分		備 考
			県 費	市町村費	
	1 旅費	円	円	円	〇〇会議 〇〇〇円 回数 回 人数 人 〇〇指導 〇〇〇円 回数 回 人数 人
	2 賃金				
	3 需用費 (1)消耗品費 (2)燃料費 (3)会議費 ・ ・ ・				〇〇会議 〇〇〇円 回数 回 人数 人 〇〇説明会〇〇〇円 回数 回 人数 人
	4 役務費				
	5 使用料及び 賃借料				
	6 物品購入費				

4. 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

5. 添 付 資 料

- (1) 実施計画書（実績書）。
- (2) 事業実施主体が法人、任意団体の場合には定款又は規約
- (3) 受益面積（予定）、機械施設設置場所をおとした図面、年間利用計画、作業体系図、規模決定根拠、カタログ、見積書、機械・施設の管理運営に関する規程
- (4) 出来高設計書（実績報告の場合）。
- (5) その他県知事が指示した資料。

※(1), (2), (3)については、既に提出している場合にあっては、変更のあった場合のみ添付するものとする。

(様式第 12 号)

鶏卵価格安定対策事業計画書（実績書）

1 事業の目的

2 事業の内容

（１）鶏卵生産者経営安定対策事業に係る契約数量

kg（うち補助対象数量 kg）

（２）鶏卵価格差補填事業に係るもの

生産者 積立金単価	生産者 積立金	補助単価	補助金額	経費負担区分	
				県補助金	その他
円/kg	円	0.381 円/kg以内	円	円	円

（３）成鶏更新・空舎延長事業に係るもの

生産者 協力金単価	生産者 協力金	補助単価	補助金額	経費負担区分	
				県補助金	その他
円/kg	円	0.019 円/kg以内	円	円	円

3 事業完了予定年月日（完了年月日）

令和 年 月 日

添付書類

（１）実施主体及び生産者別補助金額等内訳書（様式第 12 号の別表）

（２）事業主体の定める補助金交付要領

（３）その他知事が必要と認める書類

(別紙第 12 号の別表)

実施主体及び生産者別補助金額等内訳書

実施主体及び生産者別補助金額等内訳書

加 入 生 産 者 名	成鶏めす 飼養羽数	1 羽 当 たり 年間契約数量	補 助 対 象 年間契約数量	鶏卵価格差補填事業			成鶏更新・空舎延長事業			合計 ④＋⑤	備考
	①	②	③＝①×②	生産者積立金	補助金額 ④＝③×0.381 円/kg 以内	上限額※	生産者協力金	補助金額※ ⑤＝③×0.019 円/kg 以内	上限額※		
	羽	kg/年・羽	kg/年	円	円	円	円	円	円	円	
合計											

※ 1 羽当たり年間契約数量及び補助上限額は、鶏卵生産者経営安定対策事業における 1 羽当たりの日別契約数量に応じて以下から選択するものとする。

1 羽当たり 日別契約数量 (g/日・羽)	1 羽当たり 年間契約数量 (kg/年・羽)	補助上限額(円)	
		鶏卵価格差補填事業	成鶏更新・空舎延長事業
40	14.4	548,000	27,000
44	15.6	594,000	29,000
47	16.8	640,000	31,000
50	18.0	685,000	34,000

(様式第 13 号)

畜産協会事業計画書（実績書）

1. 事業の目的
2. 事業及びその内容
 - (1) 畜産協会運営
 - ア 職員設置

職 員 氏 名	担 当 事 務	補助対象事業費 (円)	備 考
計			

(注) 「補助対象事業費」は、本俸、扶養手当等職員手当て及び厚生費とする。

イ 管理運営

科 目	補助対象事業費 (円)	科 目	補助対象事業費 (円)
		計	

(注) 「補助対象事業費」は、管理運営に必要な事務経費とする。

「科目」は、賃金、役務費、旅費等管理運営に必要な科目とする。

(2) 家畜登録等事業

事業実施主体名	登 記 ・ 登録頭数	共 進 会 開 催 計 画 (実 績)			間接補助対 象事業費 (円)	補助対象 事業費 (円)	県補助金 (円)
		畜 種	共進会名	開催期日			
計							

(注) 「補助対象事業費」は、事業に要する事務経費とする。

3. 経費の負担区分

(単位:円)

経費の負担区分	補助対象事業費	負 担 区 分		備 考
		県 費 補 助 金	自 己 資 金 等	
1. 畜産協会運営費				
(1) 職員設置費				職 員 給 与 円 職 員 手 当 円 厚 生 費 円
(2) 管理・運営費				
2. 家畜登録等事業費				
計				

4. 事業完了予定年月日 (事業完了年月日)

令和 年 月 日

(添付資料)

- (1) 家畜登録等事業に係る補助金交付要綱の写し
- (2) 間接補助事業者ごとの事業計画書 (実績書) の写し
- (3) 補助事業等の効果を記した書類 (申請時のみ)

(様式第 14 号)

肉 用 子 牛 価 格 安 定 対 策 事 業 計 画 書 （ 実 績 書 ）

1. 事業の内容

2. 事業の内容及び経費の配分

(1) 生産者積立金積立計画（実績）

保証基準価格 の品 種 区 分	契約肉用子牛 見 込 頭 数 ①	生産者積立金 単 価 ②	生産者積立金 積 立 額 ③ (①×②)	生 産 者 積 立 金 積 立 額 の 内 訳					備 考
				愛 知 県 以 外 の 者				愛 知 県 ⑤ ③×1／4又は ③－④のいず れか低い額	
				生 産 者	(独) 農畜産業 振 興 機 構	そ の 他	計 ④		
	頭	円／頭	円	円	円	円	円	円	
合 計									
割 合			% 1 0 0	%	%	%	%	%	

(2) 愛知県分生産者積立準備金繰入計画（実績） ー肉用子牛価格安定対策事業費補助金交付申請額の算出ー

保証基準価格 の品 種 区 分	生産者積立金積立額のうち 愛 知 県 が 積 立 て る 額 ①	愛知県分生産者積立準備金			肉用子牛価格安定対策 事業費補助金交付申請額 (①－③)	備 考
		期首残高②	当期繰越予定額③	期末残高 (②－③)		
	円	円	円	円		
合 計						

3. 事業完了予定年月日（完了年月日）

(様式第 15 号)

肉豚生産安定対策事業計画書（実績書）

1. 目 的

2. 事業対象肉豚頭数

事業対象頭数① (頭)	
----------------	--

3. 事業の内容及び経費の配分

(1) 生産者負担金計画（実績）

	生産者負担金	負担区分		
		県	生産者	その他
1 頭当たり負担金② (円)				
負担金積立額①×② (円)				

(2) 愛知県分生産者準備金繰入計画（実績）

	生産者負担金のうち愛知県 が助成する額③	愛知県分生産者積立準備金		
		期首残高④	当期繰入額⑤	期末残高④-⑤
負担金（円）				

4. 肉豚生産安定対策事業費補助金交付申請額

交付申請額③－⑤ (円)	
-----------------	--

5. 事業完了予定年月日（完了年月日）

(様式第 16 号)

畜産物輸出推進事業計画書（実績書）

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費（実績）	負担区分		備考
		補助金	その他 （ ）	
	千円	千円	千円	
合計	千円	千円	千円	

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

添付書類

（１）県知事が必要と認める書類

—

(様式第 17 号)

配合飼料価格高騰対策支援金事業計画書（実績書）

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 合計金額 円
- 4 事業完了予定年月日（完了年月日）
令和 年 月 日

添付書類

- 1 配合飼料価格高騰対策支援金事業内訳書（様式第 17 号の別表）
- 2 知事が必要と認める書類

(様式第 17 号の別表)

配合飼料価格高騰対策支援金事業内訳書

1 配合飼料価格高騰対策支援金事業費

ア 令和 年度第 四半期

畜産農家等	畜種	契約数量	購入数量	対象数量 ①	支援金単 価 ②	支援金額 ①×②	備考
		トン	トン	トン	円	円	
合 計							

イ 令和 年度第 四半期

畜産農家等	畜種	契約数量	購入数量	対象数量 ①	支援金単 価 ②	支援金額 ①×②	備考
		トン	トン	トン	円	円	
合 計							

- 注 1 計画書の購入数量について、分からない場合は、契約数量と同じ数量とすること。
2 対象数量は、契約数量もしくは購入数量のいずれか低い数量とすること。
3 支援金額は、対象数量×支援金単価とし、円未満は切り捨てとすること。
4 実績書の購入数量は、本県の農場分の購入数量に限る。

2 事業運営費

事業主体名	金額	内容	備考
	円		
合 計	円		

(様式第 18 号)

食肉流通センター等燃油価格高騰対策支援金事業計画書（実績書）

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) A 重油の購入

納入数量	支援金額
L	円

(2) 灯油の購入

納入数量	支援金額
L	円

3 事業完了予定年月日（完了年月日）

令和 年 月 日

添付書類

- 1 月別内訳書（様式第 20 号の別表）
- 2 知事が必要と認める書類

(様式第 18 号の別表)

月別内訳書

1. A 重油の購入

納入月	納入数量	支援金単価	支援金額
令和 年 月	L	円	円
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
合計			

2. 灯油の購入

納入月	納入数量	支援金単価	支援金額
令和 年 月	L	円	円
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			
合計			

(様式第 19 号)

粗飼料価格高騰対策支援金事業計画書（実績書）

1 事業の目的

2 事業の内容

3 合計金額 円

4 事業完了予定年月日（完了年月日）

令和 年 月 日

添付書類

1 粗飼料価格高騰対策支援金事業内訳書（様式第 19 号の別表）

2 知事が必要と認める書類

(様式 19 号の別表)

粗飼料価格高騰対策支援金事業内訳書

1 粗飼料価格高騰対策支援金事業費

(1) 乾牧草

ア 令和 年度第 四半期

畜産農家	対象数量 ①	支援金単価 ②	支援金額 ①×②	飼養頭数	備考
	トン	円	円		
合 計					

イ 令和 年度第 四半期

畜産農家	対象数量 ①	支援金単価 ②	支援金額 ①×②	飼養頭数	備考
	トン	円	円		
合 計					

- 注 1 支援金額は、対象数量×支援金単価とし、円未満は切り捨てとすること。
2 対象数量は、本県の農場分に限る。
3 対象数量は、各畜産農家が各四半期において必要な数量に限る。

(2) 稲わら

ア 令和 年度第 四半期

畜産農家	対象数量 ①	支援金単価 ②	支援金額 ①×②	飼養頭数	備考
	トン	円	円		
合 計					

イ 令和 年度第 四半期

畜産農家	対象数量 ①	支援金単価 ②	支援金額 ①×②	飼養頭数	備考
	トン	円	円		
合 計					

注 1 支援金額は、対象数量×支援金単価とし、円未満は切り捨てとすること。

2 対象数量は、本県の農場分に限る。

3 対象数量は、各畜産農家が各四半期において必要な数量に限る。

2 事業運営費

事業主体名	金額	内容	備考
	円		
合 計	円		

(様式第 20 号)

農業環境規範に係る誓約書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

事業実施主体
(取組主体)
住 所
代 表 者 名

畜産振興対策事業を実施するにあたり、農業環境規範を遵守し、家畜排せつ物の適正管理に努め、
環境と調和のとれた農業生産活動を実践します。

また、畜産環境問題が発生した場合には、直ちに対処します。

(様式第 21 号)

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

〇〇〇〇 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争入札等参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び愛知県から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。